

ニホンカモシカ保護の手引き

(令和 7 年度版)

令和 7 年 4 月

富山県教育委員会生涯学習・文化財課
富山県生活環境文化部自然保護課

目 次

1	ニホンカモシカについて	1
(1)	カモシカの保護と現状	1
(2)	カモシカの特性	1
2	カモシカ保護地域の設定	3
(1)	「保護地域」の設定に至る経緯	3
(2)	「保護地域」とは	3
3	富山県のカモシカ保護地域	4
(1)	北アルプスカモシカ保護地域	4
(2)	白山カモシカ保護地域	5
4	天然記念物食害対策事業	7
(1)	特別調査	7
(2)	通常調査	7
5	人里に出没したカモシカの対応について（カモシカ保護マニュアル）	12
(1)	カモシカの保護について	12
(2)	人里でのカモシカの発見と連絡態勢	12
(3)	市町村で準備すべきもの	13
(4)	現地の確認と対応のポイント	14
(5)	傷病等カモシカの対応について	14
(6)	保護する時の注意点	17
6	カモシカの疾病と対応	19
(1)	野生カモシカの疾病	19
(2)	飼育下のカモシカの疾病	19
(3)	保護されたカモシカの対応	20
7	カモシカに関する法令等	21
(1)	文化財保護法（抜粋）	21
(2)	文化財保護法施行令（抜粋）	21
(3)	文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）	21
(4)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書類等に関する規則（抜粋）	22
(5)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）	22
(6)	特別天然記念物カモシカの錯誤捕獲に係る留意点について（通知）（抜粋）	23
(7)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	24
(8)	カモシカの保護及び被害対策について	25

1 ニホンカモシカについて

(1) カモシカの保護と現状

ニホンカモシカ（以下「カモシカ」と呼ぶ）は、昭和9年(1934)にその学術的価値が認められ、当時の「史蹟名勝天然記念物保存法」により天然記念物の指定を受けた。しかし、第2次世界大戦による社会の混乱と良質な肉と皮を目的とした密猟によって、昭和20年代にその分布域の縮小と生息頭数の減少がおこったとされている。このため密猟の取り締まりを強化する一方、昭和30年(1955)に現行の「文化財保護法」により特別天然記念物に昇格指定され、富山県においても昭和50年(1975)に県獣に指定され、カモシカ愛護思想の普及を図るなど大切に保護されてきた。これにより最近では、その個体数が増加し、分布域が拡大するなど山麓部周辺や平野部でもカモシカが見られるようになっている。

また、山形県、長野県、岐阜県などでは、カモシカの増加によりその生息地に隣接するヒノキの造林地や農地で、カモシカによる食害が増えており、一部では大きな社会問題になっている。なお、本県の造林形態は、スギが主体であることから食害の報告は現在のところ極めて少ない状況にある。

一方、カモシカが増え人目にふれることが多くなったことで、ケガや病気のカモシカ、幼獣のカモシカが保護される事例が多くなってきている。

(2) カモシカの特性

① 分類

ニホンカモシカは、偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物である。本種は、北海道と中国地方を除いた本州、四国、九州に生息する日本固有の種である。

② 形態

成獣は一般的に、頭胴長約130cm、尾長約10cm、体高約75cm、体重30～40kg。体色は黒褐色や灰褐色が多いが、灰白色や橙黄色のものまで様々である。

雌雄ともに12～15cmくらいの角を有しているが、雄の角は比較的長く先が鋭い。雌の角は太目である。基部に輪があり、年齢とともに増加する。輪の筋は、毎冬に形成される。歯はウシ、ヤギ等と同じく32本で、上顎の門歯と犬歯を欠いている。

眼下腺には組織学的に性差と個体差がみられ、分泌物は個体間のコミュニケーションの役割があるとされる。また、乳房も4乳頭であることもウシと同じ。性比は1：1。最高齢の記録は、飼育下のカモシカで推定33才である（立山博物館カモシカ園、クロ、雌、1992年死亡）。

③ 習性

反芻性、草食の動物で、岩場や急傾斜の斜面のある森林に好んで生息している。低木の葉、芽、小枝、花、実、それにササや草木を食べる。主に早朝と夕方に採餌

し、座り込んで休息しながら反芻していることが多い（衰弱していると間違えやすい）。人が山の中で仕事をしていると岩角など見晴らしのよい場所に何時間も立ち、じっと見ていることがある（動けなくなっているわけではない）。成獣の行動範囲は定まっており、定着性が強く、同じ場所によく見られる。

木の幹や枝にツノトギや眼下腺からの分泌物をこすりつけるといったマーキングをする。

排泄物は、ロールベアリングを思わせるような長円形で一か所にフンを溜める習性がある（1 回分のフンは、200～300 粒以上のフン塊）。

④ 繁殖

発情期は 10～12 月で、妊娠期間は約 7 か月、4～6 月頃に 1 仔を産む。通常、単独で行動しており、仔は出生の翌年の春まで母親と行動をともにする。2.5～3 才で性的に成熟する。

⑤ 生息地

昭和 48 年(1973)、昭和 52 年(1977)の両年に環境庁が実施した調査では、本州では茨城、千葉、兵庫、中国地方を除く各県に、四国では徳島と高知に、九州では大分、熊本、宮崎等、全国 30 都府県で生息が確認されている。全国的な傾向としては東日本、中部地方と紀伊半島に多く、西日本に少ない。

本県では、神通川以東の森林帯と県西部の白山山系の山地に生息していたが、生息数は、昭和 40 年(1965)頃から増加しており、近年では、県内全域に分布が拡散し、低山帯への下降現象が著しい。

〔引用・参考文献〕

- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（平成 26・27 年度）
- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（令和 2・3 年度）
- 富山県の鳥獣（富山県 1980 年度）
- ニホンカモシカの繁殖等に関する基礎的研究（岐阜大学 1985 年度）
- 富山大百科事典（北日本新聞社 1994 年）

2 カモシカ保護地域の設定

(1) 「保護地域」の設定に至る経緯

カモシカの分布域の拡大と生息頭数の増加によって、近年、岐阜県など一部の地域では、農作物や造林木への被害が増えてきている。とりわけ、拡大造林政策により造林された幼齢林への被害は大きな社会問題となっている。これに対して、環境庁・文化庁・林野庁の三庁は、カモシカの保護と被害の防止の両立を図るために、「カモシカの保護及び被害対策について」（昭和 54 年 8 月 31 日）を公表した（「7 カモシカに関する法令」を参照）。

(2) 「保護地域」とは

「保護地域」は、文化財保護法で指定される「生息地」〔特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（S26・文化財保護委員会告示第2号）による〕ではなく、カモシカを将来「地域を限って指定し、保護する」ため、三庁合意の措置として試行的に設定されたものであり、法に基づくものではない。「保護地域」は、全国で 15 か所設定が予定されており、現在、設定が完了しているのは、13 か所である。

このうち、富山県は下記の 2 地域が設定されている。文化庁では生息地指定に向けて、カモシカの管理の在り方を検討しており、文化庁の補助事業として、保護地域を持つ都府県は保護地域内において、カモシカの生息状況や生息環境、食害の状況を把握するため通常調査及び特別調査を行っている。

一方、保護地域外では、平成 11 年の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下鳥獣保護法という。）の改正に伴い、カモシカの被害が著しい場合等において、環境省の指導のもとに特定鳥獣保護管理計画を策定し、計画に基づいた個体数調整案について、文化庁が許可を出した場合に限って個体数調整を行っている県もある（岐阜県、長野県、静岡県、愛知県等）。平成 29 年 3 月、富山県も「富山県カモシカ管理計画」を策定し、令和 4 年 3 月には第 2 期の管理計画が策定されたところである。

カモシカは、現在、保護地域の内外を問わず文化財保護法に基づく特別天然記念物であり、また鳥獣保護法に基づく保護獣でもある。しかし、将来、カモシカを種指定から「生息地」指定にすることにより、文化財保護法では、生息地内のカモシカを対象に保護することになる。なお、「保護地域」は将来、文化財保護法による「生息地」指定になった時の「生息地」としてそのまま移行するものでなく、あくまでその候補地である。

<富山県のカモシカ保護地域>

	該当市町	設定
北アルプスカモシカ保護地域	富山市、魚津市、黒部市、上市町、立山町、朝日町	昭和 54 年 11 月
白山カモシカ保護地域	南砺市	昭和 57 年 2 月

3 富山県のカモシカ保護地域

(1) 北アルプスカモシカ保護地域

北アルプスカモシカ保護地域は、日本を代表する山岳地帯である飛騨山脈に設定された保護地域で、富山県・新潟県・長野県・岐阜県の4県にまたがる。その面積は約1,950km²である。（富山県分は、868km²である。）

① 環境

標高は200m程度から3,190mにわたるが、高標高の地域が多く、地形は複雑で傾斜はきわめて急峻である。また、気候は寒冷であり、積雪量も全般的にかなり多く、厳しい自然条件である。保護地域内の植生もこの厳しい自然条件のため、植生の改変は進まず、天然林も多い。また、保護地域内の人工林率は2%程度と低く、保護区内での林業生産はほとんど行われていない。ただし、保護地域に隣接する地域での人工林率は20%と高くなっている。

環境改変に対する規制としては、保護地域の70%以上が国立公園に、90%が保安林、60%が鳥獣保護区、20%が天然記念物に指定されるなど、広範囲にわたって規制の網がかかった地域が存在する。

② 生息密度

北アルプスカモシカ保護地域内（北部地域）での生息密度は、平成元・2年度の特別調査で3.1頭/km²、平成8・9年度で3.3頭/km²、平成16・17年度で3.8頭/km²と安定していたが、平成24・25年度で2.4頭/km²と低下し、令和2・3年度調査でさらに2.1頭/km²になった。

③ 分布

昭和20年代の分布は、山岳地帯の奥地に限られていたが、約60年間で分布域が拡大している。平成16・17年度の調査では、標高1,500m付近の生息密度が高い傾向にあったが、その後の調査では保護地域内の生息密度が徐々に低下し、保護地域外の平野部の市町村でのカモシカを目撃や滅失届の報告が増加している。

〔引用・参考文献〕

- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（1989・1990年度）
- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（平成8・9年度）
- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（平成16・17年度）
- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（平成24・25年度）
- 北アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書（令和2・3年度）
- 富山県内における滅失届（平成7年～令和6年）

（２）白山カモシカ保護地域

白山カモシカ保護地域は、日本を代表する多雪地帯である白山地域に設定された保護地域で、富山県・石川県・福井県・岐阜県の４県にまたがる。その面積は約537km²である。（富山県分は、29.71km²である。）

① 環境

標高は400m程度から最高2,702mにわたり、概ね標高500～1,500mの山岳地域が約80%を占めている。地形は複雑で、傾斜は急峻である。気候は日本海側の多積雪気候に属する。

植生は、このような高標高、急峻な地形のため、天然林が多く、ブナ林を中心とした森林・落葉広葉樹林が広い面積を占めている。当保護地域は国有林が68.5%、残り31.5%が民有林であり、人工林率は7%程度である。

環境改変に対する規制としては、保護地域の70%強が白山国立公園に、60%が鳥獣保護区に指定されるなど、広範囲にわたっている。

② 生息密度

特別調査において得られた白山カモシカ保護地域の富山県内における生息密度は、平成3・4年度で6.1頭/km²だったが、平成10・11年度で3.3頭/km²、平成18・19年度で3.2頭/km²、平成26・27年度で2.0頭/km²、令和4・5年度で0.4頭/km²と減少傾向にある。隣接する石川県も低下しているが福井県・岐阜県では大きな変化はない。

今後の保護地域外へのカモシカの分布拡大、ニホンジカの分布拡大に伴い、引き続き保護地域内における生息密度の低下や保護地域外におけるカモシカの分布拡大が生じる可能性が考えられる。

③ 分布

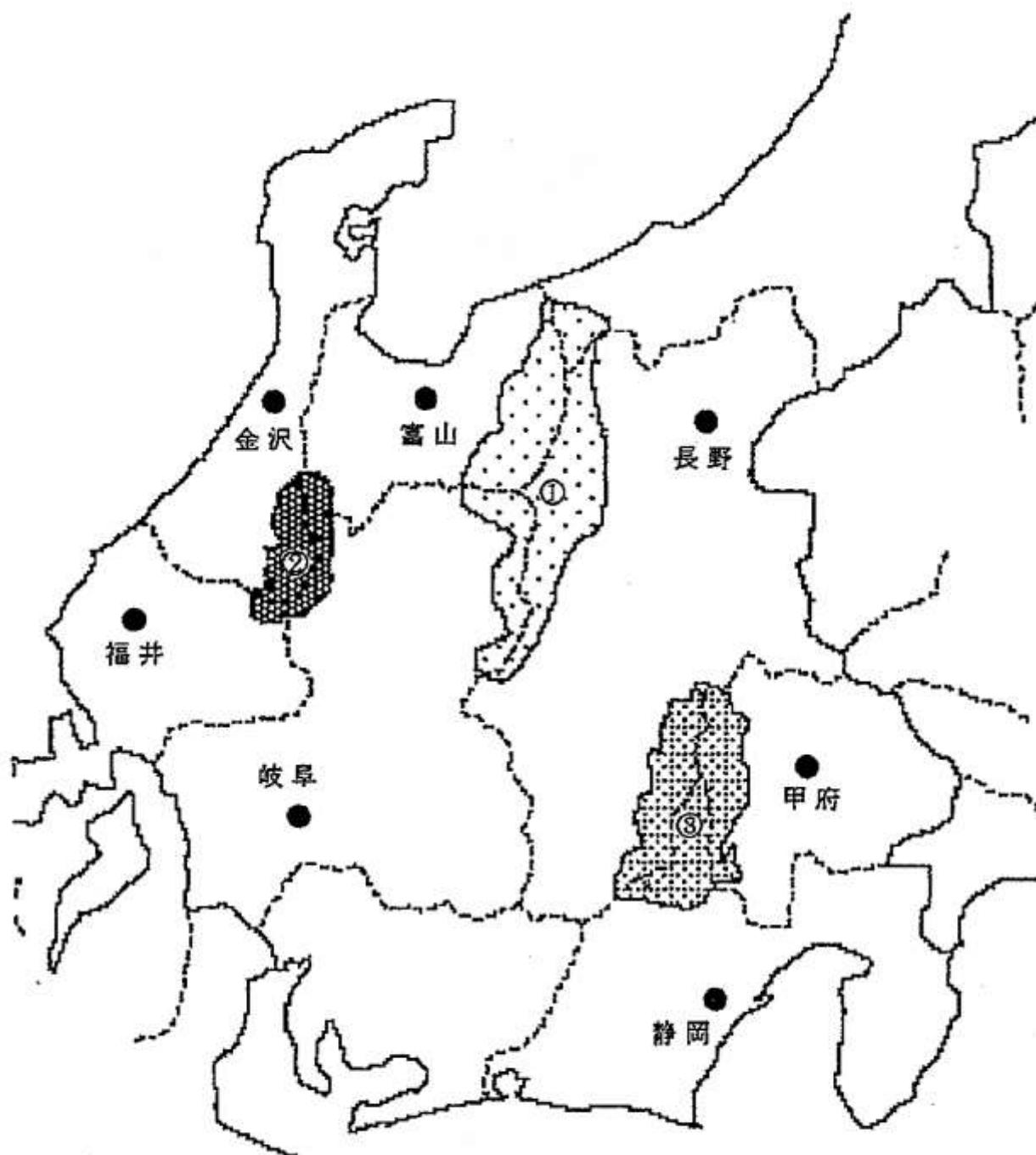
保護地域のほぼ全域に分布していると考えられる。しかし、当保護地域は、多雪地であるため冬期間の亜高山帯以上の生息が難しく、カモシカの高密度地帯は、保護地域縁辺部や周辺部の比較的標高の低い場所にあたる。また、近年の滅失記録によると、保護地域より低標高域における発見数の割合多くなっており、カモシカの低地への分布拡大の現れと考えられる。

〔引用・参考文献〕

- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（平成3・4年度）
- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（平成10・11年度）
- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（平成18・19年度）
- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（平成26・27年度）
- 白山カモシカ保護地域特別調査報告書（令和4・5年度）
- 富山県内における滅失届（平成7年～令和6年）

カモシカ保護地域位置図

保護地域名称	面積
① 北アルプス	19.6 万 ha
② 白 山	5.4 万 ha
③ 南アルプス	12.2 万 ha



4 天然記念物食害対策事業

(1) 特別調査

① 目的

保護地域におけるカモシカ個体群の安定的な維持を目的とした保護管理の実施において必要となる基礎調査のひとつである。カモシカの現在の分布、生息密度、個体群動向に関する資料等によりカモシカの生息状況や生息環境、土地利用状況などのカモシカの生息環境について総合的な資料収集を行う。

② 調査

概ね7年に1回（2年連続）で、保護地域単位で行う。調査は、専門機関に委託して行う。

③ 調査内容

- 生息状況調査（分布調査、生息密度調査）
- 生息環境調査（森林環境、食害状況）
- 通常調査のとりまとめ
- 個体群動向に関するとりまとめ

(2) 通常調査

① 目的

保護地域内において、カモシカの生息状況、生息環境等について長期間のモニタリングを行うもので、概ね7年に1度実施される特別調査を補完する。

② 調査

特別調査が行われていない期間、地元の調査員によりカモシカの生息環境や状況、食害、カモシカに関する資料収集等を日常的に調査する。

調査員は、保護地域に係る市町ごとに1～2名、委嘱する。

③ 調査内容

- 生息概況調査（分布調査、生息密度調査）
- 生息環境調査（観察地の環境、変化）
- 食害概況調査（聞き取り）
- 資料調査（カモシカの死亡個体等）

富山県北アルプス・白山カモシカ通常調査実施要綱

1 趣旨

この要綱は、特別天然記念物カモシカ（以下「カモシカ」という。）の保護地域及びその周辺地域における生息状況の調査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 富山県カモシカ調査員及び富山県カモシカ調査補助員

- (1) 富山県カモシカ調査員（以下「調査員」という。）はカモシカの保護地域及びその周辺地域において、カモシカの保護についての知識を有する者のうち、富山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認める者に対して委嘱する。
- (2) 市町教育委員会教育長は適当と思われる者を推薦することができる。
- (3) 富山県カモシカ調査補助員（以下「調査補助員」という。）は、調査員が適当と認める者を任意で指名する。

3 任期

- (1) 調査員の任期は1年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とすることができる。
- (2) 調査員は再任することができる。

4 解嘱

調査員が次のいずれかに該当する場合は、教育長は当該調査員を解嘱することができる。

- (1) 文化財保護の目的に反する行為をした場合及びその他調査員としてふさわしくないと認められた場合
- (2) 本人から申し出があった場合

5 業務

調査員は、別に定める富山県北アルプス・白山カモシカ通常調査実施要領に基づきその担当地域において、カモシカの生息状況等を調査するものとする。

調査補助員は、調査員が行う生息概況調査に同行してこれを補助するものとする。

6 業務の実施

業務の実施に際しては、身分証明書（様式第1号）を携行するものとする。

7 業務の報告

調査員は、調査した事項、状況については、所定の調査票により報告するものとする。

附 則

- 1 第3項の調査員の任期については、昭和60年度においては委嘱の日から翌年3月31日までとする。
- 2 この要綱は、昭和60年12月2日から施行する。
附 則（昭和62年4月1日一部改正）
この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
附 則（平成15年12月19日一部改正）
この要綱は、平成15年12月19日から施行する。
附 則（平成17年4月1日一部改正）
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
附 則（令和2年9月1日一部改正）
この要領は、令和2年9月1日から実施する。

富山県北アルプス・白山カモシカ通常調査実施要領

1 目的

この要領は、特別天然記念物カモシカ（以下「カモシカ」という。）の生息動向、生息環境および食害発生状況等の調査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 調査内容

(1) 生息概況調査

ア 聞き取り調査

カモシカの生息、分布状況に関して、担当地域内での種々の事業従事者（森林施行、土木工事、送電線管理、スキー場運営等）から聞き取り調査を実施する。

調査は直接面談、電話あるいは郵便を用いて行う。

聞き取り内容は、カモシカ発見場所と頭数、発見日時を主とし、その他関連事項も収集に努める。

イ 定点観察調査

設定された定点観察調査において、定期的に一定時間の遠望観察を行い、カモシカの出現頭数をカウントする。また同時に、定点観察地の積雪量、植物の生育・結実状況、植生・地形の変化状況なども記載する。

調査は、1日概ね3時間とし、調査記録は、調査地点、調査年月日、天候、調査範囲、発見頭数、発見位置等について行う。調査に当たっては同一個体の重複カウントを行わないよう注意する。

ウ 観察路調査

担当地域内にあらかじめ設定された観察路を巡回し、カモシカの姿或いはその生息数の指標となる生活痕跡（足跡、糞、角とぎ跡等）を確認するとともに周辺環境の把握を行う。

観察路では、5ヘクタール以上、20ヘクタール以下の観察地区を8地区以上設定し、その観察地区を見渡すことが可能な地点で観察を行う。

(2) 生息環境概況調査

ア 観察地における環境調査

定点観察地において、生息環境のチェックを行うための調査である。調査ではカモシカの生息制限要因のうち、大きな影響を及ぼすと考えられる事項（積雪及び幾つかの主要餌食物の存在等）を調査する。

イ 生息環境の変化に関する調査

担当地域内の次の事項について調査する。

- (ア) 森林施業状況（伐採、植林などの位置と面積）
- (イ) 林道その他土木工事（位置、工事の種別と規模）
- (ウ) 崩壊地の発生やその他地形の変化（位置、面積）
- (エ) 積雪、残雪状況、雪崩の発生状況
- (オ) 植物の生息状況（開花、草丈、結実）
- (カ) 周辺地域におけるウシ、ヤギ等偶蹄類家畜の疾病発生状況
- (キ) カモシカ以外の動物の生息状況

(3) 食害概況調査

生息概況調査の過程で食害発生の状況把握を行うとともに、日常業務の中でその情報の収集にも努める。食害発生が見られた時には、以下の項目について現地調査又は聞き取り調査を行う。

- (ア) 食害発生場所及び所有者名

- (イ) 食害された樹種又は作物名
- (ウ) 食害形態と要因判定
- (エ) 食害発生時期
- (オ) 食害区域面積の目算と食害程度

(4) 資料収集等

負傷等が原因で死亡又は保護されたカモシカの状況把握に当たっては、次の点に留意して処理するものとする。

- ア 死亡個体の場合は特別調査実施時における個体群動向に関する資料としても活用するため、県教育委員会が指示する方法により処置するものとする。また、死亡原因が密猟によるものか否か確認するものとする。
- イ 保護個体の場合は迅速適切に対応することが肝要であるため、所定の記録をとるとともに、県教育委員会の指示する方法により一時保護又は方遂の処置を取るものとする。
- ウ 上記ア、イの処理に当たっては、関係機関（市町村教育委員会、森林管理署、警察署等）との連携が重要であり、調査員においてもこれらとの連絡調整に努めるものとする。

(5) 調査日数

調査日数については、調査員 1 人につき年間 6 日間程度とする。

(6) 調査補助員の役割

調査員の 2（1）生息概況調査のイ・ウに同行してこれを補助する。

3 調査地区

次の 7 市町にまたがる北アルプス及び白山カモシカ保護地域並びにその周辺地域とする。

富山市、魚津市、黒部市、上市町、立山町、朝日町、南砺市

4 調査報告

調査員は調査結果を次により報告するとともに、緊急に措置すべき事項がある場合は、そのつど電話等により通報するものとする。

- (1) 定点観察調査 (様式第 1・2 号、見取り図、地図)
- (2) 観察路調査 (様式第 3 号、地図)
- (3) 聞き取り調査 (様式第 4・5 号、地図)
- (4) 生息環境概況調査 (様式第 6 号)
- (5) 資料収集等 (様式第 8 号)
- (6) 業務日誌 (様式第 7 号)

附 則

この要領は、昭和 60 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日一部改正）

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日一部改正）

この要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 9 月 1 日一部改正）

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から実施する。

富山県カモシカ調査実施状況

	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
北アルプス												
	予備調査						特別調査					
			通常調査						通常調査			
白山												
			特別調査						特別調査			
					通常調査						通常調査	

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
北アルプス												
		特別調査								特別調査		
	通常調査			通常調査								通常調査
白山												
				特別調査								特別調査
	通常調査					通常調査						

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北アルプス												
						特別調査						
	通常調査							通常調査				
白山												
	特別調査							特別調査				
		通常調査								通常調査		

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
北アルプス							
		特別調査					
	通常調査				通常調査		
白山							
				特別調査			
	通常調査					通常調査	

5 人里に出没したカモシカの対応について（カモシカ保護マニュアル）

最近、人里へのカモシカの出現が増えてきており、これに伴って、住民から「どうすればよいのか」、「どこに連絡すればよいのか」などの相談が多く寄せられている。このような状況に適切に対処していくために、関係機関の連絡や現場での基本的な対応（マニュアル）を次の通りとする。

（１）カモシカの保護について

人里に出現した傷病等のカモシカに対しては、適切な判断の基に必要な手助けによって、カモシカを速やかに自然に復帰させることは、人と野生動物が望ましい形で共生していく上からも極めて重要なことである。

しかしながら、カモシカは元来、急峻な山地で暮らす、たくましくて、すばしっこい大型哺乳動物であり、人間が簡単に捕まえることができないのが普通であり、また一般に人に警戒心や恐怖心を持っており、必要以上の人の介入はカモシカにストレスを与えることになる。従って、野生動物であるカモシカを身体的、精神的に拘束する保護行為は、極力控えるものとし、基本的には、次のような判断に基づき対応するものとする。

- 健康なカモシカについては原則として保護しない。（ただし、人里に出現し、危害を及ぼすと想定され、農作物の食害が著しい場合、またカモシカの身体が何かに拘束されているような場合等については、保護を個々のケースごとに検討する。）
- 保護行為により持ち込まれた健康なカモシカは、生息地と考えられる奥山へ放獣する。
- ケガ、病気又は衰弱の状態にある場合については程度により対応は異なるが、原則として野生動物が持つ自然治癒力に期待し、過剰な医療行為は行わない。従って、保護は人の治療を必要とする傷病度の高いものとする。
- 上記により医療行為が必要なものについては保護するが、治療後は原則としてただちに放獣する。（ただし、獣医師が集中治療の必要があると判断した場合は、指示された救護施設へ搬送し、集中治療を行う。なお、立山博物館のカモシカ園や富山市ファミリーパークでは飼育中のカモシカへの伝染病感染の恐れ等から、原則、保護カモシカを受け入れない方針である。）

（２）人里でのカモシカの発見と連絡態勢

平野部でカモシカが発見されたときは、基本的には、上記のように保護せず、カモシカを山へ帰す方向で対応する。しかしながら、カモシカが動けなかったり、山間部から遠かったりして個人では対応しきれないと判断される場合は、市町村教育委員会または、市町村鳥獣行政担当課等へ連絡して、対応について相談するものとする。市町村だけでは対応が難しい場合（獣医師の要請等）は、県教育委員会生涯

学習・文化財課、県自然保護課等と連絡をとり、連携して対処する。休日等市町村と連絡がとれない時は、近くの警察署（生活安全課）等を通して関係機関と連絡をとるなど、状況に応じて対応する必要はあるが、あくまでも基本は「山へ返す」方向で対応する。（P18 参照）

（３）市町村で準備すべきもの

保護を行う場合に備え、市町村教育委員会は次のものを準備しておくようにする。少なくとも自動車、手袋、捕獣網、ロープまでは必須と考えてよい。

県職員は放獣先までは原則同行しないので、市町村教育委員会の職員は２人以上で保護にあたるようにする。放獣先は、保護した地域に近い山中が望ましいが、トラブルを招かないよう事前に調整しておくことが望ましい。特に、保護した場所ではない市町村に放つ場合は、当該市町村教育委員会の承諾を得るようにする。

- 自動車

カモシカを山へ放獣するために運搬する時に使用する。車内に獣の臭いがつくため、軽トラックなど荷台があるものがよい。

- 手袋

カモシカは、疥癬など人間にも伝染する病気を持っている可能性があるので、手袋は必須。すべりにくいゴム手袋（使い捨てラテックス手袋が便利）や、角が貫通しないような皮手袋がよい。滑り止めのない軍手は不向き。

- 捕獣網

専用のものが望ましいが、漁網、バレーボールのネットなどでも可。カモシカを捕獲するときだけでなく、運搬する際にカモシカに巻いて、暴れないようにすることもできる。

- ロープ

細く、丈夫で、滑りにくいもの。虎ロープ等ナイロン製は縛りにくく、解けやすいので不向き。取り回しやすいよう、事前に１～２ｍサイズにカットし、両端をほつれないよう処理しておくとうい。

- 麻袋・不要なタオル等

カモシカを落ち着かせるため、目を隠す時に使用する。麻袋を使う場合は、前足まで覆い隠せるサイズが使いやすい。

- フネ

モルタルを練るときに使う容器。カモシカを入れて運搬すると便利。滅失個体の運搬にも使用できるため、用意しておいたほうがよい。

(4) 現地の確認と対応のポイント

① 報告内容の把握

	確認項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
ア	現場報告 （現地から直接連絡が入っているような場合）	「カモシカのいる場所」、「カモシカの状態」、「現地の周囲の状況」等から対応を判断し、指示するとともに、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合う。（P18 カモシカ保護対応図参照）
イ	事後報告（電話連絡等で「〇〇でカモシカが〇〇だった」という場合）	一般に以下のような報告である場合が多い。 「健康なカモシカ」や「軽度の傷病カモシカ」で、山への誘導を完了したものは、今後の参考のために出現状況や対応内容等を確認する。 「死亡個体」の発見については、埋葬等の処置や「滅失届」の提出を行う。

② 現地の周囲の状況確認

	確認項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
ア	カモシカの周囲に人がいる場合	カモシカを誘導したり保護したりする場合で、人手が必要な場合には、鳥獣保護管理協力員等の協力を要請する。保護作業にあたる際には、関係者でその趣旨や方法等について十分な打合せを行うこと。なお、作業にあたっては、次のことに注意する。 - 必要以上に接近しない（突進や角によるケガには特に注意）。 - カモシカを興奮させるような刺激的な行動を避ける。 - カモシカの逃げ道をふさがない。
イ	カモシカの周囲に人がいない場合	- 周囲に危険や被害が及ばないような状況であれば、そのまま静観する。（カモシカの状態をしばらく観察する。） - ケガ等で保護の必要があると判断した場合は、「カモシカ保護対応図」を参考に対応する。
ウ	現地に報道関係者がいる場合	取材等にあたり、必要以上の接近や刺激をしないことや逃げ道をふさがないことなどの協力要請を行っておく。

(5) 傷病等カモシカの対応について

① 生きている（ケガ、病気、衰弱等）

	判断項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
ア	自然治癒が可能と判断される場合	状況を見守る。（そのまま静観する。）

	判断項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
イ	応急手当により野生復帰が可能な場合	- 現場での消毒薬塗布などの応急手当で十分と判断される場合は、獣医師等の指示協力を得て適切な処置を行ったうえで、山へ放獣する。 - 獣医師への連絡は、県生涯学習・文化財課を通じて行う。
ウ	重傷等で集中治療が必要な場合（ダムや堰堤への転落、交通事故等によるケガ）	- 獣医師等の指導を得て、網（魚網、テニス等のネット）、ロープ、麻酔用吹矢等による保護（捕獲）をした上で、現場での応急手当、搬送、集中治療の措置を行う。なお、回復後は、なるべく早期に放獣する。 - 獣医師への連絡は、前項と同様である。

- 野生生物であるカモシカは、人の手で捕獲されるとストレスから死を早める場合もある。そのまま見守り、自力で山へ帰っていくようなら、それにこしたことはない。安易な保護は逆効果になることもある。

② 生きている（負傷もなく、元気な状態）

	判断項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
ア 出現した 場合	a：人家密集地や車等の往来の激しいところに出現した場合	- カモシカは人を襲わない動物であり、帰巢本能もあるので、しばらく様子を見る。 - カモシカが山へ帰る道筋がわからない状態の時は、車の往来の少ない場所に静かに追いやることを含め、山へ帰る道筋を検討する。 - 人家密集地では、住民が不安や心配を持たないように、カモシカの特性（人を襲わないなど）について説明し、静かに見守ってもらうよう働きかける。 - 保護は原則として行わないものとするが、自力で山へ戻ることができない場合や密閉された場所にいる場合、山からかなり離れた平野部で発見された場合については保護も検討する。 - 交通事故等の危険性があれば、警察の協力を依頼する。
	b：畑などの農作物があるところに出現した場合	- しばらく様子を見る。山に帰っていくようであれば、特に人の手を加えることはない。 - カモシカが畑等に居つくようであれば、石や泥を投げて山へ追いやる。また、畑等の周囲に網等を張り、カモシカが中へ入り込まないようにする。 - 農作物に被害があるようであれば、何がどの程度被害が出たかを確認する。
	c：上記以外の場合（付近に自然があるところ、河川敷等）	- 基本的にはカモシカが山に帰っていくよう見守る。 - カモシカを刺激したり必要以上に騒ぎ立てたりしないようにする。

	判断項目	対応のポイント（基本的な考え方、対応）
イ 拘束 の 場合	ダム、堰堤、用水等に落ちたりした場合	● 人の安全が確保できる時は、最大限カモシカの救助を検討する。この時は、獣医師等専門家の指導のもと、安全に保護、放獣する。 ● 人が近寄れない危険な場所にいるカモシカは、そのまま見守ることとする。
ウ 持ち 込ま れた 場合	幼獣等が持ち込まれた場合	● 山中で幼獣のカモシカを見つけ、親と離れて迷子になっているものと思い、持ち帰る事例があるが、たいがい親は近くにおり、人の接近を警戒して姿を見せない。ので、早急に持ち込まれたカモシカを収容点付近に放獣する。 ● 平野部で発見された幼獣が持ち込まれた場合も、収容点付近に親がいる可能性がある。ので、発見地付近へ放獣し、親が現れるまで見守ることを原則とする。ただし、それが難しい時は関係者で対応について協議する。 ● 幼獣は、原則として保護しない。これは、一度保護してしまうと、野生復帰が困難になること、個人的な飼育は法的に問題があること、富山市ファミリーパーク、立山博物館カモシカ園では飼育中のカモシカへの病気感染予防のため、捕獲カモシカを受け入れないことなどが理由である。

③ 死亡している

(ア) 手続きの仕方

- 市町村教育委員会及び市町村鳥獣行政担当課で対応する。
- 死亡しているカモシカが銃等で捕獲されたものでないか確認する。（銃及びその他故意に捕獲された可能性のある場合、県教育委員会生涯学習・文化財課、県自然保護課、県農林振興センター、最寄りの警察署に連絡する。）
- 滅失届（文化財保護法第33条による）を提出する（2部）。〔市町村教育委員会→県教育委員会生涯学習・文化財課→文化庁〕※記入については、P26を参照

(イ) 死亡個体の処理について

- データ集積（カモシカの滅失場所、体長等の測定）のため、市町村教育委員会等に連絡する。
- 市町村教育委員会は、データ、写真等の記録をとった後、埋葬または焼却する。（場所は各市町村内で適地を選定のこと。）
- はく製としての利用については、公共施設等での普及啓発のための展示を目的とした場合については、可能である。その場合は、その旨、県生涯学習・文化財課に連絡するとともに、県自然保護課又は県農林振興センターで適法捕獲等証明書の交付を受けること。（申請方法、内容等はP27のとおり。個人ではなく

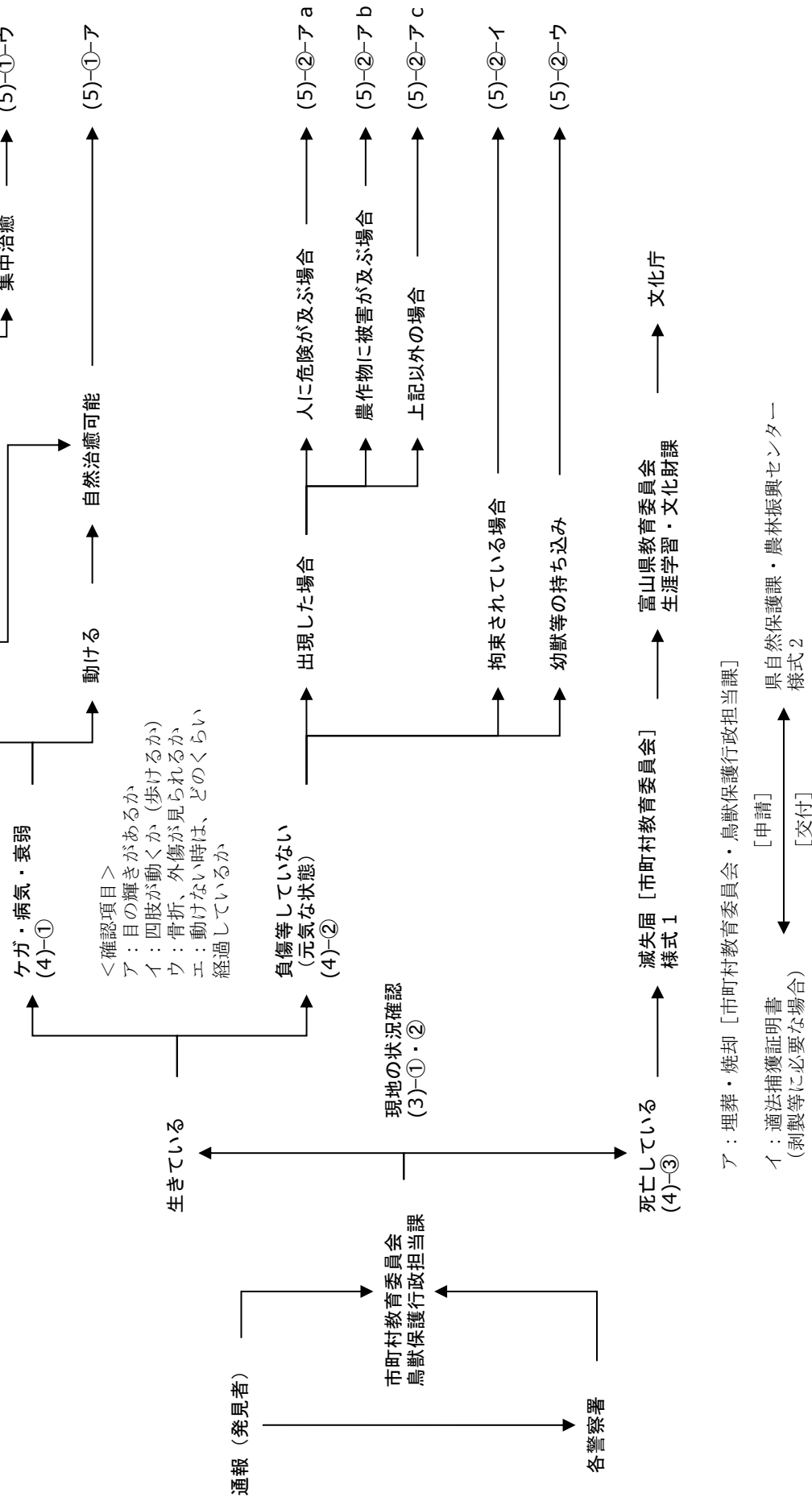
製として利用する場合は、密猟を助長する恐れがあり、また、適法に捕獲したと判別できないため不可とする)

(6) 保護する時の注意点

麻酔を打った後のカモシカには以下の点について注意する。

まずは最も危険な角を押さえる。近年、カモシカの角による人間の死亡事故が報告されている。後ろ足の太ももを押さえて、暴れないようにする。捕獲作業によってカモシカの呼吸が荒くなり、心臓が停止することもある。適宜獣医師の判断に従い、必要な処置を行う。

保護にあたっては、カモシカの状態や発見場所、保護方法などを考慮して、必要に応じて＜市町村教育委員会、鳥獣保護部局＞、＜県教育委員会生涯学習・文化財課、県自然保護課、農林振興センター＞、＜鳥獣保護協力員＞、＜地元警察署＞等との連携を図るものとする。



6 カモシカの疾病と対応

野生のカモシカが人に簡単に保護される状態は、回復する見込みの薄い場合が多い。過去の保護例でも、治療して野生にもどした例は少なく、ほとんどの場合、野生への復帰は困難で、死亡するものが大半である。野生と飼育下のニホンカモシカに見られた疾病を紹介する。

(1) 野生カモシカの疾病

本県で保護された個体で、最も多いのがパラポックスウイルス感染症で、次に骨折、栄養不良などである。全国で発生している疾病として以下のものが報告されている。

① 寄生虫

胃、腸、肝臓、肺及び皮下から8属9種の寄生虫が検出され、肺虫症、糸条虫症が中心であるが、これだけでは死にいたることはなく、これから肺炎などに二次感染すると重い疾病になる。また、肺虫感染により肺炎を起こした場合、肺虫に対する有効な駆虫剤は少ない。

② 伝染病 パラポックスウイルス感染症（膿疱性皮膚炎）

カモシカの口唇、口腔内、耳介、乳房、外陰部などに膿疱（うみ）や皮（かさぶた）を形成する疾病で、感染力の非常に強いパラポックスウイルスによっておこる伝染病である。カモシカばかりでなく人にもうつる人畜共通の伝染病である。この疑いのあるカモシカを触る場合は、素手で触らず、必ず手袋を着用する。やむをえず触った場合は消毒するかよく手を洗う。東北地方から発生し、現在京都府や和歌山県にまで及んでいる。

③ その他

最も多く見られるのが、肋骨や前肢・後肢の骨折であり、近年は電車や自動車との衝突による傷害事故も散見される。また、カモシカ同士の角つきによる損傷もみられる。

(2) 飼育下のカモシカの疾病

本県で飼育しているのは、立山博物館のカモシカ園と富山市ファミリーパークの2か所で、最も多い疾病としては、消化器症で、カタル性腸炎、出血性腸炎、消化不良性下痢がみられる。野生から保護されてきた幼獣で、鞭虫の濃厚感染による下痢のため衰弱死した例がある。

① 消化器疾患

(ア) 消化不良性下痢

単純な下痢で、整腸剤（乳酸菌製剤）に良く反応するが、幼獣の場合、親が離さない場合があり、栄養障害を起こすことがある。

(イ) カタール性腸炎

過食、環境の変化、ストレス等が原因で起こる下痢で、食欲廃絶、下痢等を起こす。

(ウ) 出血性腸炎

腸内にある種の細菌（クロストロジウム）が増殖して毒素を産出し、出血性の下痢を起こすもので、経過が速く死亡することがある。

② パラポックスウイルス感染症

平成6年に野生のカモシカより感染し、幼獣1頭が死亡した。

③ 結膜炎

④ 角つきによる損傷

(3) 保護されたカモシカの対応

野生生物が、通常、簡単に人に保護されることはない。保護される場合は、相当状態が悪いと考えてよい。

また、カモシカは出血してもすぐに止血しやすく、外より出血しているかどうかや外傷があるかどうかの判断は難しい。

保護時の留意点をあげると以下の通りである。

① 保護時の状態の確認

(ア) 目の輝きがあるか

(イ) 四肢が動くか（歩けるか）

(ウ) 骨折、外傷が見られるか

(エ) 動けない状態でどれくらい経過している

骨折していたり、衰弱したりして動けない場合、肛門周囲や骨折端及び損傷部位にハエが卵を産みつけ幼虫（ウジ）がみられることがある。ハエの卵期間が0.5～1日、幼虫期間が7日であることから幼虫の発生程度で動けなくなった期間を推定することができる。（ハエの発生する時期に適用）

以上の状態を確認することが大事である。なお、パラポックスウイルス感染症の疑いがある時は、なるべく素手で触らず、目視で判断する。

② 治療すべきか否かの判断

保護時の状態が良好ならば、すぐに野生に戻すべきであるが、全く動けない場合などは、獣医師による治療が必要となってくる。その場合は、なるべく保護時の状態を正確に把握し、獣医師に伝える必要がある。治療すべきか否かの判断は、

1. 鳥獣保護管理協力員（市町村鳥獣行政担当課または県自然保護課を通して連絡）または市町村担当職員が行う。
2. 1で判断が難しい場合は、獣医師を呼び、判断してもらう（県生涯学習・文化財課を通して連絡する）。

7 カモシカに関する法令等

(1) 文化財保護法（抜粋）

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(2) 文化財保護法施行令（抜粋）

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（略）内において行われる場合、（略）にあっては、当該市の教育委員会が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（略）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

（中略）

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

(3) 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

II 個別事項

九 令第五条第四項第一号リ関係

（三）「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（四）「捕獲」には、捕殺を含む。

(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 2. 指定年月日
 3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 4. 所有者の氏名又は名称及び住所
 5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 7. 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 8. 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 9. 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 10. き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 11. 滅失、き損等の事実を知った日
 12. 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（許可の申請）

第1条 文化財保護法第125号第1項の規定による許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

1. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
2. 指定年月日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権原に基く占有者の氏名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
10. 現状変更等の内容及び実施の方法

11. 現状変更により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更等に係る地域の地番
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
15. その他参考となるべき事項

（６）特別天然記念物カモシカの錯誤捕獲に係る留意点について（通知）（抜粋）

鳥獣の個体数調整に係る捕獲作業に従事していた方が、ニホンジカ・イノシシ用のくくりわなにより錯誤捕獲された特別天然記念物カモシカを放獣しようとした際、カモシカの角に刺され死亡する事故が発生しました。類似の事故を未然に防ぎ、安全かつ迅速に放獣を行うため、カモシカの錯誤捕獲に係る取扱について、以下に留意すべき点を記しました。

記

1. ニホンジカ、イノシシといった他の鳥獣を捕獲する目的で設置したわなに、目的外のカモシカが誤ってかかってしまった場合（カモシカが錯誤捕獲された場合）、当該カモシカを直ちにその場で放獣する行為は、保存に支障をきたす状態におかれた特別天然記念物を元の状態に復するものであり、安全かつ迅速に放獣するためやむを得ず一時的に人の管理下におく行為（保定用補助具による保定や麻酔薬の使用による不動化等）も含め、文化財保護法第125条第1項ただし書き（維持の措置）に該当し、文化庁長官による許可等を要しない旨御了知いただき、当該措置をとった場合は、市区町村の文化財担当部局へのすみやかな情報提供に努めること。
2. 都府県・市区町村の文化財担当部局においては、カモシカの錯誤捕獲に係る情報提供からその事実経過等の情報の収集に努めるとともに、カモシカの錯誤捕獲及び同錯誤捕獲による事故を未然に防止するための基礎資料として活用にも努めること。
3. カモシカが錯誤捕獲された場合に安全かつ迅速に放獣するため、放獣作業が困難となるような急傾斜地や尖った切り株・枝等がある場所でのわなの設置を避けるよう努めるとともに、わなの見回りは頻繁に行い、放獣作業は二人以上で行うこと。

（７）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （抜粋）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第 8 条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 2 第 11 条第 1 項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 3 第 13 条第 1 項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第 9 条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 1 第 28 条第 1 項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 2 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 3 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

（危険猟法の禁止）

第 36 条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第 13 条第 1 項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りではない。

(8) カモシカの保護及び被害対策について

昭和 54 年 8 月 31 日

環境庁

文化庁

林野庁

環境庁、文化庁及び林野庁は、これまでにカモシカによる造林木被害等（以下「被害」という。）に対処し、必要な当面の措置を講ずるとともに対策樹立のための諸調査を実施してきたところであるが、カモシカの生息状況、被害の状況等を踏まえ、今後、カモシカの保護と被害の防止との両立を図るため以下の方針により対処するものとする。

1. カモシカについては、その生息状況、被害の状況、森林施業に関する計画等を勘案しつつ、その安定的維持繁殖を図るため、地域を限って天然記念物に指定し保護する方向で対処するものとし、これに至る三庁合意による措置として、カモシカの生息している地域を順次区分の上、保護地域を計画的かつ可及的速やかに設けるものとする。
2. 保護地域内においては、原則としてカモシカの捕獲は認めないものとする。保護地域内でのカモシカの保護及び被害防止対策の徹底を図るため、管理機関を定め保護地域の範囲の周知・明確化、地域内の管理計画の策定、保護と被害防止対策の実施等の推進に努めるものとする。
また、保護地域内での森林施業については、カモシカの保護に配慮しつつ、森林施業に関する計画に基づいて実施するものとする。
3. 保護地域設定に当って区分した地方における保護地域以外の地域においては、被害防止に努めるとともに、被害の状況等に応じ、公的機関が麻酔銃の使用等有効適切な方法により行うカモシカの個体数調整を認めるものとする。
4. カモシカによる被害の補填については、被害防止対策の充実とあいまって、現行制度・施策の適切な運用により対処するものとする。

(様式1)

番 号
日 付

文化庁長官 殿

所有者（管理責任者）
住所
氏名

特別天然記念物「カモシカ」の滅失届について

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条により、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 | 特別天然記念物「カモシカ」 |
| 2. 指定年月日 | 昭和30年2月15日 |
| 3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 | 地域を定めず |
| 4. 所有者の氏名又は名称及び住所 | 無主物 |
| 5. 管理責任者がある場合はその氏名及び住所 | なし |
| 6. 管理団体がある場合はその名称及び事務所所在地 | なし |
| 7. 滅失の事実の生じた日時 | 令和 年 月 日 |
| 8. 滅失の事実の生じた当時における管理の状況 | |
| 9. 滅失の原因 | |
| 10. 滅失の結果史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響 | なし |
| 11. 滅失の事実を知った日 | 令和 年 月 日 |
| 12. 滅失の事実を知った日後に取られた処置その他参考となるべき事項 | |

添付書類

滅失の状態を示す写真、滅失位置図、死体確認報告書等を添えること

(様式 2)

適法捕獲等証明書交付申請書

令和 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住所
電話
氏名

次のとおり野生鳥獣のへい死体を捕獲・拾得したので適法捕獲等証明書の交付を申請します。

1 届出個体

(1) 鳥獣名

(2) 性 別

(3) 測定値

翼長又は頭胴長
嘴峰又は耳

cm
cm

尾長
蹠又は足

cm
cm

2 捕獲・拾得日時 年 月 日 時 分頃

3 捕獲・拾得場所 市町村 地内（通称 ）

4 捕獲・拾得の経緯

5 処分方法

6 拾得者の住所及び氏名

付録：カモシカの食害について

カモシカは、歯の発達が不十分な動物で、かたい植物を好まない。そのため、高さ1 m前後の草木のやわらかい新芽を好む。県内では過去にほとんど食害がなかったが、近年は平野部近くまでカモシカが出没する例もあり、望ましい形でのカモシカとの共存を図っていかなくてはならない。本県でもカモシカによる食害が問題になっている例も多いので、参考資料として食害について簡単にふれておく。

(1) 食害状況調査

樹木の若芽や野菜等の食害は、カモシカによるものか他の動物かの判別が正確に行われる必要がある。県内ではシカやイノシシが生息しており、サル、クマ、ノウサギ等の採食痕との区別をする必要がある。

カモシカによる害と混同される可能性のある獣害

	芽食い	剥 皮	踏み倒し
ノウサギ	○	○	
サル		○	○
クマ		○(稀)	
ノネズミ		○	

(2) 防除対策

	方法	効果
a) 物理的	音 : イヌ、マイク、爆音器	×
	柵 : ネット、フェンス等	○
	被覆 : ポリネット	○
	障害物 : 有刺鉄線、テープ、棒	×?

ただし、有刺鉄線を柵に用いた場合はカモシカが通れないほど密な場合に○

b) 化学的	臭い : K パンチ、パラトリー	○
	味 : チウラム水和剤、ジラム水和剤	○
c) 育林技術	————— : 地ごしらえ、つぼ刈り	○

- 「チウラム水和剤」：油脂成分を添加することで効果が持続し、植栽幼齢木の梢頭部の茎葉に塗布することで、カモシカの冬期間の採食を有効に抑制します。
- 「ジラム水和剤」：忌避効果は味覚刺激による食欲減退効果があり、降雨が少なく、散布した部分の食害を長期にわたって防止します。（従来使用されてきたヤシマレントは製造中止）
- 防護柵については、農作物への被害が大きい山形県内市町村の実績報告を例にあげると、ネットが高さ 1.5m～2 m、長さ 50m で約 4,000 円、支柱 1 本 430 円ぐらいである。また、苗木の食害防止策として、50cm ぐらいのポリネットをかぶせる方法もある。この場合は、秋にネットをかぶせ、初夏にははずす方法で、てっぺんが食べられなくなるまで、4～5 年かかるようである。

人里に出没したカモシカの対応について（概要）

（１） 生きている

① 動けない

- そのまま、見守り、山へ帰るのを待つ
- 保護して輸送できる場合は、生涯学習・文化財課を通して獣医師と連絡を取り、場合によっては家畜保健衛生所等の関係機関へ搬送

② 動ける

- 自然に山へ帰るのを待つ
- 発見地へ放獣（幼獣をつれてきた場合等）

（２） 死んでいる

- 市町村教育委員会へ連絡（各市町村教育委員会で滅失届の手続きを取る）

ニホンカモシカ保護の手引き

(令和7年度版)

編集・発行 令和7年4月

富山県教育委員会生涯学習・文化財課
富山県生活環境文化部自然保護課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-431-4111(代) FAX 076-444-4434(課)
ホームページ <https://www.pref.toyama.jp/index.html>